

令和4年分の所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。簡易フローチャート(6ページ)を参考に、必要な申告等をお願いします。  
 確定申告が必要な方が期限までに申告を済ませない場合、延滞税や加算税がかかることがありますので期限までに正しい申告をお願いします。  
 本年度、受付場所等が昨年度と異なりますので、ご注意ください。

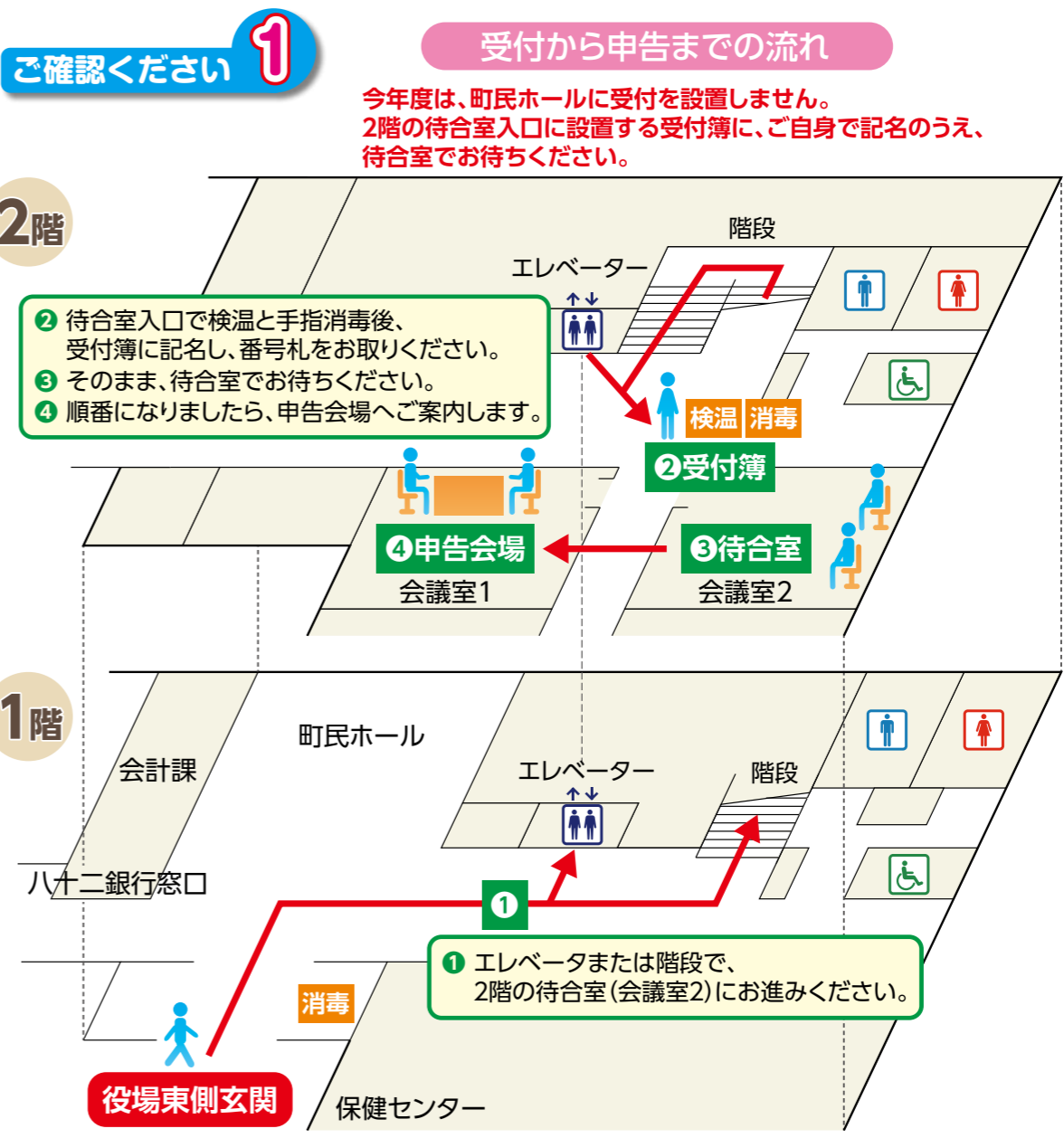
**期間** 2月16日(木)～3月15日(水)  
 (土日祝日を除く)  
 ※感染症対策により、期間を延長する場合があります。その場合は、改めて広報等でお知らせします。

**申告相談時間** 【午前の部】午前9時～午前11時  
 【午後の部】午後1時～午後4時  
 ※木曜日は午後7時まで

**受付・待合室** 役場2階 会議室2  
 待合室入口で検温と手指消毒後、受付簿に記名し、番号札をお取りください。  
 ※玄関および待合室は午前8時に開錠しますが、受付簿は午前8時30分に設置します。

**申告会場** 役場2階 会議室1

**注意事項** 本会場で確定申告できるのは、簡易な内容の申告に限ります。詳細は簡易フローチャート(6ページ)をご覧ください。



**4** ご確認ください

**感染症対策にご協力を!**

申告相談の実施にあたり、以下の感染症対策を徹底します。お手数やお不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

**【検温・手指消毒】**  
 待合室入口の検温、手指消毒にご協力ください。発熱や咳などの風邪の症状がある場合などは、相談をご遠慮いただき、日を改めていただくか、電子申告をご案内しますのでご了承ください。

**【マスクの着用】**  
 お越しいただく方は、マスクを必ず着用してください。

**【黒ボールペンの持参を】**  
 筆記用具の使いまわしを避けるため、黒色のボールペンを各自で持参してください。申告書への記名時に使用します。

**【密を避けるために】**  
 できる限り少人数でお越しください。人との距離を確保するため、待合室前の廊下等でお待ちいただく場合があります。寒い時期ですので、防寒対策をお願いします。  
 また、地区ごとの指定日の申告相談をできる限りご利用ください。ご都合のつかない場合は、他地区の日程でも可能です。毎週木曜日は午後7時まで受付を延長しますので、そちらもご利用ください。

**2** ご確認ください

**申告相談スケジュール**

※可能な限り、各地区の指定日にご相談ください。なお、指定日に都合の悪い方は、期間中の別の日、毎週木曜日の時間外相談日、または全地区対象日をご利用ください。なお、期間中の別日に来庁される場合の電話等による事前連絡は不要です。

2月	日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18	休庁日
休庁日				平和台	向原大林	休庁日	
19	20	21	22	23	24	25	休庁日
休庁日	栄町1区2区(1~20班)	栄町2区(21班~)	西軽井沢(第1~3地区)	休庁日	西軽井沢(第4地区~)	休庁日	
26	27	28					
休庁日	上宿	小田井荒町					
				毎週木曜日は <b>午後7時まで</b> 申告相談を受け付けます			
3月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
				桜ヶ丘 児玉(1~6班)	児玉(7班~)	三ツ谷 旭町	休庁日
5	6	7	8	9	10	11	休庁日
休庁日	塩野1~5	塩野6~8 寺沢	清万 一里塚	ハケ倉 馬瀬口1~2	馬瀬口 3~6	休庁日	
12	13	14	15				
休庁日	豊昇・面替	草越・広戸	全地区				

**3** ご確認ください

**申告相談に必要なもの**

※書類(源泉徴収票等)に不足がある場合は、一度お帰りいただき、ご用意の上、再度来庁をお願いしております。ご了承ください。

**必ずお持ちいただくもの**

- 本人確認書類(マイナンバーカード等)
- 本人と扶養親族のマイナンバー確認書類(マイナンバーカードや通知カード等)
- 黒ボールペン
- 振込口座のわかるもの(所得税が還付となる場合に必要、預金通帳など)
- 利用者識別番号(ID・パスワード) ※取得している方のみ

**申告内容に合わせてお持ちいただくもの(一例)**

- 給与、年金等の源泉徴収票(複数から支払いがある場合、その数だけ必要です)
- 事業所得の方は収支内訳書(ご自宅で作成の上、証拠書類と併せて持参ください)
- 国民年金、生命保険等の各種所得控除証明書
- 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方)(ご自宅で作成の上、証拠書類と併せて持参ください。)
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書
- 寄付金控除の対象となる団体へ寄付した際の領収書等(ふるさと納税のワンストップ特例利用分も含めて)